

議会議案第19号

鎌倉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

鎌倉市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年（2021年）3月19日提出

提出者 鎌倉市議会議会運営委員長

中 村 聡一郎

（提案理由）

標準市議会会議規則の一部改正を踏まえ、本会議等への欠席の届出について、出産のための欠席の期間及び手続等を規定するとともに、請願書に求めている押印について必要な規定の整備を行うため、鎌倉市議会会議規則第15条第2項の規定により提出するものである。

## 鎌倉市議会会議規則の一部を改正する規則

鎌倉市議会会議規則（昭和36年6月議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、出産、産前産後」を削り、「介護」の次に「、配偶者の出産補助」を、「その他の」の次に「やむを得ない」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 議員は、出産のため会議に出席することができないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第107条第1項中「用い」を「用いて」に改め、「及び氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）」を削り、「押印して」を「請願者が署名又は記名押印をして」に改め、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「又」を「また、」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「記名押印しなければならない」を「記名押印をしなければならない」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をして議長に提出しなければならない。

### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。